

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 5 年 3 月 1 4 日（火）

（案件名）

- ・ 令和 4 年度特別交付税交付額の決定について（決裁案件）
- ・ 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案について（決裁案件）
- ・ 令和 4 年度震災復興特別交付税の 3 月交付額の決定について（決裁案件）
- ・ 地方交付税法第 1 7 条の 4 に基づく意見の処理について（説明案件）

（参考）

○ 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

（交付税の額の算定方法に関する意見の申出）

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

自治財政局 財政課

中谷 理事官（内 2 3 3 1 5）